



⑧ 非化石証書	0.0円/kWh（注 8）×使用電力量
<p>ご請求金額＝①＋③＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧</p> <p>✓ 対象プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時電灯 C</li> <li>・ 公衆街路灯 C</li> <li>・ 臨時電力（従量制供給）</li> <li>・ 農事用電力 A</li> <li>・ 農事用電力 B（従量制供給）</li> <li>・ 農事用電力 C（従量制供給）</li> </ul>	
<p>ご請求金額＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧</p> <p>✓ 対象プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額電灯</li> <li>・ 臨時電灯 A</li> <li>・ 公衆街路灯 A</li> <li>・ 臨時電力（定額制供給）</li> <li>・ 農事用電力 B（定額制供給）</li> <li>・ 農事用電力 C（定額制供給）</li> </ul>	
<p>ご請求金額＝②＋③＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧</p> <p>✓ 対象プラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時電灯 B</li> <li>・ 公衆街路灯 B</li> </ul>	
<p>(注 1) 電気をまったく使用しない場合（1 月の使用電力量が 0 kWh の場合）は、基本料金は半額となります。</p> <p>(注 2) 農事用電力 A、農事用電力 B および農事用電力 C は最低保証料金が定められており、年間の料金合計がこの金額を下回ることはありません。算定方法については本約款の定めに従います。なお、電力の使用がない期間であっても、最低保証料金のお支払いは発生いたします。</p> <p>(注 3) 1 契約あたり、15 キロワット時までの使用量については固定料金となります。</p> <p>(注 4) 算定方法は、附表 2 電気料金単価（税込）に従います。</p> <p>(注 5) 定額電灯、臨時電灯 A、公衆街路灯 A、臨時電力（定額制供給）、農事用電力 B（定額制供給）、農事用電力 C（定額制供給）をご利用の場合に適用されます。</p> <p>(注 6) 算定方法は、附表 3 燃料調整費に従います。燃料調整費額は毎月変動し、マイナスとなる場合もあります。また、燃料調整費は上限価格を設けており、その超過分は調整額に反映いたしません。</p> <p>(注 7) 算定方法は、附表 4 離島ユニバーサル調整額に従います。離島ユニバーサル調整額は毎月変動し、マイナスとなる場合もあります。</p>	

また、離島ユニバーサル調整額は上限価格を設けており、その超過分は調整額に反映いたしません。

(注8) 非化石証書費の単価は 0 円とします。ただし、非化石証書の市場取引価格が高騰した場合、毎年4月1日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

#### 5. 使用電力量の算定方法

- (1) 使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。使用電力量は、一般送配電事業者の設置する計量器により確認し、その結果は各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知されます。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、原則、託送約款に定める協定基準に則り、お客さまと当社との協議によって定めます。

#### 6. 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日または計量日に発生します。ただし、電気需給契約が廃止した場合は、当該廃止の日とします。なお、特別の事情により電気需給契約の廃止の日以降に検針または計量値の確認を行う場合は、当該検針または確認を行った日とします。
- (2) 料金の支払期日は、支払い請求書の発行日から 30 日以内とし、お客さまは、当該支払期日までに料金を支払うものとします。ただし、当該日が金融機関の休業日の場合、支払期日は翌営業日とします。また、電気需給契約書に当社が支払期日を記載して提示した場合には、その料金の支払期日は、電気需給契約書に記載された期日とします。

#### 7. 供給設備に関する費用の負担

- (1) 料金の算定上必要な計量器、その他付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます）については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定・所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの希望によって計量器の付属装置を設置する場合または変成器の 2 次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客さまの負担により、お客さまで取り付けていただくことがあります。  
当社が一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合には、当社は、請求を受けた工事費負担金を、原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金に係る精算を受けた場合には、当社は、工事費負担金を速やかに精算します。

## 8. その他費用の負担

- (1) 支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 2.5 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とします。）を乗じて得た金額とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は 1 円とし、端数については切り捨てるものとします。
- (3) 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払うものとします。

## 9. 契約電力

原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。詳細は別表をご確認ください。

## 10. 供給電圧・周波数

供給電圧・周波数は需給契約に定める通りです。各契約種別ごとの供給電圧・周波数は附表 1 に記載しております。

## 11. 使用電力量等の算定および料金算定の方法

### (1) 料金の算定期間

- ① 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。ただし、お客さまが供給地点を新たに設定し、または供給地点を廃止させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から廃止日の前日までの期間とします。
- ② 定額制供給の場合の料金の算定期間は、①に準ずるものといたします。この場合、①にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cの料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。なお、農事用電力A、農事用電力Bおよび農事用電力Cについては、あらかじめ設定した契約使用期間に基づき、期間中はその月の使用実績に応じた料金を請求いたします。また、当該期間外においては、電気の使用がない限り料金は発生いたしません。

### (2) 使用電力量等の計量

使用電力量は、託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、原則として、30 分ごとの使用電力量を料金の算定期間（需給契約が消滅した場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

### (3) 料金の算定

料金は、原則として、算定期間を「1 月」として算定するものとします。ただし、電気の供給を開始または需給契約が廃止した場合等により、算定期間が 1 か月に満たない場合は日割計算により算定します。

12. 料金その他の支払方法
- (1) お客さまは、料金については毎月、工事費負担金その他の支払いについてはその都度、お客さまが指定する口座からの引き落とし、または申込書に定める方法により、当社にお支払いいただきます。
  - (2) 前項による支払いは、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき、または申込書に定める支払方法による支払いが履行されたときをもって、当社に対する支払いがなされたものとしします。
13. 本約款および託送供給等約款に定められたお客さまの責任に関する事項
- 本約款および託送供給等約款に定めるお客さまに関する事項により、お客さまは、次に定める事項について遵守していただきます。
- (1) 計量器の検針または計量値の確認や電気工作物の保守または検査等のため、一般送配電事業者が必要場所へ立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
  - (2) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合、または託送供給等約款に反した場合には、電気の供給が停止することがあります。
  - (3) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合は、一般送配電事業者はその旨をすみやかに通知していただきます。この場合、一般送配電事業者はただちに適当な処置をします。
  - (4) その他、託送供給等約款におけるお客さまに関する事項について、遵守していただきます。
14. 需給契約の契約期間
- (1) 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
  - (2) 契約期間満了日の1か月前までに、お客さま、または、当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
  - (3) 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。
15. 需給契約の廃止
- お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定め、廃止期日の1か月前までに、当社所定の方法により通知していただきます。
16. 需給契約廃止後の債権債務関係
- お客さまの契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、需給契約の廃止によっては消滅しません。
17. 需給契約の解約
- お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、(1)、(2)、(3)および(4)に該当する場合は、解約の15日前までに当社からお客さまに通知します。

- (1) 支払期日を経過してもお客様が料金を支払わない場合
- (2) 支払期日を経過してもお客さまが他の需給契約（既に廃止のものを含まず）を支払わない場合
- (3) 需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、工事費負担金その他この需給契約から生ずる金銭債務をいいます）を支払わない場合
- (4) 電気の供給を停止されたお客さまが、一般送配電事業者が定めた期日までに、その理由となった事実が解消されない場合
- (5) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算もしくはその他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立て、または解散の決議を行なった場合
- (6) 仮差押え、仮処分を申立てを受けた場合
- (7) 手形不渡り処分を受けた場合
- (8) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
- (9) お客さままたはお客さまの役員、責任者、実質的に経営権を有する者もしくはお客さまが需給契約のために使用する者（以下「お客さまの役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）である場合
- (10) お客さままたはお客さまの役員等が反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (11) お客さままたはお客さまの役員等が、自らまたは第三者を利用して、反社会的な行為をした場合

#### 18. 損害賠償の免責

当社は、当社の責めに帰さない事由によって、お客さまに生じた損害については、賠償の責めを負いません。

#### 19. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、お客さまには、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理が可能である場合は、修理費
- (2) 亡失または修理が不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額

#### 20. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に廃止のものを含む他の需給契約の料金を、支払期日を経過しても支払わない場合を含みます）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

#### 21. 違約金

お客さまが次の各号のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者からお客さまが免れた金額の3倍に相当する金額として請求を受けた場合、当社はお客さまから当該金額に相当する金額を申し受けます。なお、不正に使用した期間が確認できない場合、6月以内で一般送配電事業者により決定された期間となります。

- (1) お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急

を要する場合

- (2) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合
  - ① 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合。
  - ② 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合。
  - ③ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
  - ④ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。
- (4) その他、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客様が遵守しない場合

22. お客様の需給契約情報の取り扱い

お客様と当社との間で締結している需給契約の内容については、第三者へ開示しないでください。

23. その他

本書に記載の需給契約に係る電気料金その他の供給条件は、本約款に基づきます。本約款を変更する場合、当社は、当社が適切と判断する方法により、お客様へお知らせします。本書は、需給契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳細については、本約款をご確認ください。

《当社の名称等》

[小売電気事業者名] 株式会社海響みらい電力

[小売電気事業者登録番号] A0907

[当社ホームページ] <https://kaikyomirai-power.co.jp/>

[住所] 751-0847 山口県下関市古屋町一丁目 18 番 1 号下関市リサイクルプラザ

《問い合わせ窓口》

海響みらい電力 カスタマーセンター

[TEL] 083-242-2288 (平日 10 時~17 時) ※土・日・祝日・年末年始を除く。

以上

附表 1 供給電圧および周波数

供給電圧、供給電気方式は次の通りといたします。

定額電灯、公衆街路灯 A	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとする。
臨時電灯 B、公衆街路灯 B、臨時電灯 A	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2線式標準電圧 100ボルト または交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとする。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがある。
臨時電灯 C、公衆街路灯 C	供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとする。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配 電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがある。
臨時電力、農事用電力 A、農事用電力 B	供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとする。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがある。
農事用電力 C	供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 2線式標準電圧 200 ボルトとする。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがある。

附表 2 電気料金単価（税込）

各契約種別ごとの電気料金単価（税込）は次の通りといたします。

定額電灯

	区分	単価（税込）
需要家料金	1 契約につき	104円50銭

電灯料金	10ワットまでの1灯につき	115円38銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	209円20銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	396円92銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	584円61銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	960円00銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	480円07銭
小型機器料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	376円34銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	667円96銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	333円98銭

#### 臨時電灯 A

	区分	単価 (税込)
定額料金	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	11円94銭
	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	23円91銭
	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	23円91銭
	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	239円00銭

#### 臨時電灯 B

	区分	単価 (税込)
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	928円93銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	44円93銭

#### 臨時電灯 C

	区分	単価 (税込)
最低料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	528円78銭
電力量料金	1キロワット時につき	41円04銭

公衆街路灯 A

	区分	単価 (税込)
需要家料金	1 契約につき	99円00銭
電灯料金	10ワットまでの1灯につき	110円16銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	201円50銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	384円27銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	567円01銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	932円50銭
	100ワットをこえ1灯につき50ワットまでごとに	466円25銭
小型機器料金	50ボルトアンペアまでの1機器につき	360円94銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	644円86銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	322円43銭

公衆街路灯 B

	区分	単価 (税込)
最低料金	1 契約につき最初の15キロワット時まで	727円78銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	31円47銭

公衆街路灯 C

	区分	単価 (税込)
基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	409円47銭
電力量料金	1キロワット時につき	29円15銭

臨時電力 (定額制供給)

	区分	単価 (税込)
定額料金	契約電力1キロワット1日につき	295円45銭

臨時電力 (従量制供給)

	区分	単価 (税込)
基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	491円36銭

電力量料金	(夏季料金) 料金1キロワット時につき	31円30銭
	(その他季) 料金1キロワット時につき	29円82銭

農事用電力A

	区分	単価 (税込)
基本料金	契約電力1キロワットにつき	839円97銭
電力量料金	(夏季料金) 1キロワット時につき	22円61銭
	(その他季) 料金1キロワット時につき	21円68銭

農事用電力B (定額制供給)

	区分		単価 (税込)
定額料金	0.5キロワット	使用期間最初の30日まで	4,362円88銭
		使用期間30日をこえる1日につき	56円03銭
	1キロワット	使用期間最初の30日まで	6,629円30銭
		使用期間30日をこえる1日につき	94円85銭
	2キロワット	使用期間最初の30日まで	11,239円44銭
		使用期間30日をこえる1日につき	200円41銭
	3キロワット	使用期間最初の30日まで	15,877円74銭
		使用期間30日をこえる1日につき	303円85銭
	4キロワット	使用期間最初の30日まで	19,482円71銭
		使用期間30日をこえる1日につき	414円84銭
	5キロワット	使用期間最初の30日まで	23,098円30銭
		使用期間30日をこえる1日につき	522円60銭

農事用電力B (従量制供給)

	区分	単価 (税込)
基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	450円41銭
電力量料金	(夏季料金) 料金1キロワット時につき	29円48銭

	(その他季) 料金1キロワット時につき	28円06銭
--	---------------------	--------

農事用電力C (定額制供給)

	区分	単価 (税込)
定額料金	(最初の30日まで) 契約電力1キロワットにつき	10,622円68銭
	(30日をこえる1日につき) 契約電力1キロワットにつき	354円08銭

農事用電力C (従量制供給)

	区分	単価 (税込)
基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	450円41銭
電力量料金	(夏季料金) 料金1キロワット時につき	29円48銭
	(その他季) 料金1キロワット時につき	28円06銭

附表 3 燃料調整費

燃料調整費額の算定方法は、次の通りといたします。

1. 燃料調整費額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料調整費単価

燃料調整費単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料調整費単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料調整費単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{第 2 項の基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、120,500円以下の場合  
 燃料調整費単価 = (平均燃料価格 - 80,300円) × 第2項の基準単価 / 1,000

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が120,500円を上回る場合  
 燃料調整費単価 = (120,500円 - 80,300円) × 第2項の基準単価 / 1,000

ハ 燃料調整費単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料調整費単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整費単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整費単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料調整費単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整費単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

## 二 燃料調整費額

### (イ) 定額制供給の場合

#### ① 定額電灯および公衆街路灯A

燃料調整費額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料調整費単価の合計といたします。

#### ② 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力C

燃料調整費額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料調整費単価といたします。

### (ロ) 従量制供給の場合

燃料調整費額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料調整費単価を適用して算定いたします。ただし、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料調整費単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

### イ 定額制供給の場合

#### (イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

	区分	単価 (税込)
電灯	10ワットまでの1灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

#### (ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量 (入力) によって、1 日につき次のとおりといたします。

区分	単価 (税込)
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘

総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

区分	単価 (税込)
契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘

(二) 農事用電力B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

	区分		単価 (税込)
	定額料金	0.5キロワット	1日につき
1キロワット		1日につき	69銭9厘
2キロワット		1日につき	1円39銭7厘
3キロワット		1日につき	2円09銭4厘
4キロワット		1日につき	2円79銭3厘
5キロワット		1日につき	3円49銭1厘

(ホ) 農事用電力C (育苗・栽培需要)

基準単価は、次のとおりとします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

区分	単価 (税込)
契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘

ロ 従量制供給の場合

(イ) 臨時電灯B、公衆街路灯B

基準単価は次のとおりとします。

	区分	単価 (税込)
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

(ロ) (イ) 以外の場合

区分	単価（税込）
1キロワット1時につき	21銭2厘

### 3. 燃料調整費単価等のお知らせ

燃料調整費単価の算定に用いる 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに燃料調整費単価は、中国電力株式会社が算定し公表する値を用いるものとします。なお、当該公表値は、中国電力株式会社のホームページに掲載された内容によるものとします。

#### 附表 4 離島ユニバーサルサービス調整

離島ユニバーサルサービス調整額の算定方法は次の通りといたします。

#### 1. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

##### イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (79,300\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \text{第 2 項の離島基準単価} / 1,000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \text{第 2 項の離島基準単価} / 1,000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合  
離島ユニバーサルサービス調整単価 = (119,000円 - 79,300円) × 第 2 項の離島基準単価 / 1,000

##### ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島

ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

## 二 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

### ① 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

- ② 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および農事用電力 C  
離島ユニバーサルサービス調整額は、口によって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2. 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

	区分	単価 (税込)
電灯	10ワットまでの1灯につき	4厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	2銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	4銭3厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2銭1厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量 (入力) によって、1 日につき次のとおりといたします。

区分	単価 (税込)
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	1厘

総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	7厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

区分	単価 (税込)
契約電力1キロワット1日につき	8厘

(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)

離島基準単価は次のとおりといたします。

	区分		単価 (税込)
	定額料金	0.5キロワット	1日につき
1キロワット		1日につき	3厘
2キロワット		1日につき	8厘
3キロワット		1日につき	1銭1厘
4キロワット		1日につき	1銭4厘
5キロワット		1日につき	1銭8厘

(ホ) 農事用電力C (苗育・栽培需要)

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

区分	単価 (税込)
契約電力1キロワット1日につき	1銭3厘

ロ 従量制供給の場合

(イ) 臨時電灯B、公衆街路灯B

離島基準単価は、次のとおりといたします。

	区分	単価 (税込)
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	1厘

(ロ) (イ) 以外の場合離島基準単価は次のとおりとします。

区分	単価 (税込)
1キロワット時につき	1厘

3. 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

各離島燃料調整費単価の算定に用いる 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価は、中国電力株式会社が算定し公表する値を用いるものとします。なお、当該公表値は、中国電力株式会社のホームページに掲載された内容によるものとします。